

職場実習について ①

一言で「実習」と言っても、ご本人、支援者、受け入れ先の事業所等、立場の違いによって、その目的は異なります。

①ご本人にとっての「実習」の目的

- ・「働く」ことへの予行演習。
- ・通勤に慣れる、職場の雰囲気慣れる、適切なあいさつ、ルール・マナーを理解する等の基本的な労働習慣を身につける。
- ・仕事上の得手・不得手を知る、就労上必要なコミュニケーション方法を知る。

②支援者にとっての「実習」の目的

- ・ご本人アセスメントの一環。
- ・リアルな職場でのご本人の立ち振る舞い、仕事上の得手・不得手、コミュニケーションの方法、モチベーション等について把握する。
- ・本格的な就労支援に向けての予行演習。職場のアセスメントを行なう。
- ・職務内容や職場の文化、ルール・マナーを把握し、「ご本人が働くとしたら」をイメージしながら、職場のキーパーソンと調整を行う。
- ・ご本人の特性を周囲の従業員に伝え、適切な関わり方に伝える。

③事業所にとっての「実習」の目的

- ・実習を通して、障害のある人の特性や関わり方を理解する好機となる。
- ・と同時に、ご本人と事業所の橋渡し役となる支援者の役割や位置づけを理解しやすくなる。
- ・支援者とのパートナーシップを構築しやすくなる。

また、「雇用」を前提とする実習、前提としない実習によって、支援者の位置づけが異なります。

①「雇用」を前提とする実習

- ・常用雇用を想定した職務内容、時間構成で実習を行う。その際、職務以外に、一従業員として期待される立ち振る舞い、ルール・マナー等についても支援者が把握できていると、ご本人の特性に合わせた職務構成を調整しやすくなる。
- ・これらのことを把握するためには、支援者の職場のアセスメントが効果的である。
- ・支援者が事前に職場に入ることにより、ご本人により適した職場環境を整えたり、分かりやすい指示の方法や関わり方について、キーパーソンや従業員と調整を行ったりすることが可能となり、職場の支援体制が構築しやすくなる。
- ・「雇用」を前提とする実習を行う場合、支援者はご本人の特性を理解していること、つまりご本人アセスメントを実施済みであることが前提である。

職場実習について ②

②「雇用」を前提としない実習

- ・ごく基本的な労働習慣がご本人に身についているかどうか、決められた手順に従って作業に従事することができるかどうか、従業員への質問・報告ができるかどうか、休憩中の過ごし方等、リアルな職場でのご本人の立ち振る舞い、得意なことや課題となりそうなことをピックアップすることが目的となる。
- ・実習後、ご本人と振り返りを行い、実習中にできたことや課題について整理し、今後の就職活動に向けての目標を設定する。（「実習評価シート」参照。）

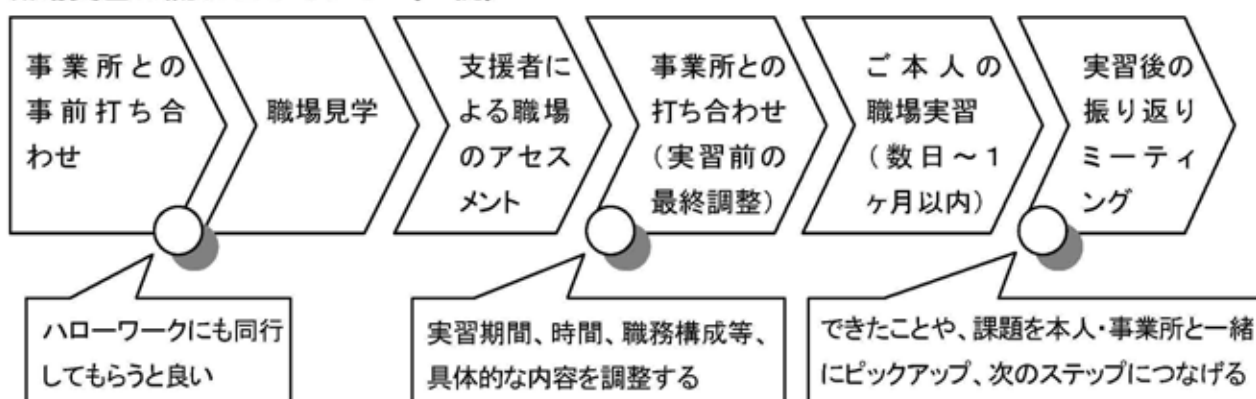
実習に使える公的制度

雇用前提の有無	名称	窓口
雇用を前提とした実習	第1号職場適応援助者助成金における雇用前支援	地域障害者職業センター
雇用を前提としない実習 （職業準備訓練も含む）	障害者就職準備訓練事業 職場適応訓練 委託訓練	ハローワーク
	グループ就労訓練	雇用開発協会 高齢者・障害者雇用支援 機構
前提の有無に関わらず実施できる実習	就労移行支援事業所における施設外支援	各就労移行支援事業所

その他 実習を行うにあたっての注意点

- ・実習を行う際には、必ず所轄のハローワークに一報を入れておきましょう。
- ・支援機関単独で実習の手続きを進めてしまった場合、「雇用予約」とみなされ、雇用に至った場合に各種助成金が活用できない恐れがあります。
- ・職場見学や実習の打診を行う際に、ハローワークの専門員や雇用指導官といっしょに職場訪問する等、事業所とハローワークが事前に顔合わせできる機会を設定すれば、手続き上のトラブルを防ぐことができます。

職場実習の流れとポイント（一例）



職場実習 評価シート ①

職場実習 評価シート

20 年 月 日

(利用者氏名) 殿

事業所名：_____

支援機関名：_____

次のとおり _____ における実習状況を報告します。

実習者氏名	殿				
実習期間	20 年 月 日 () ~ 20 年 月 日 () (日間)、合計実習時間 (時間)				
出席状況	出席日数 日 (欠席 0日、遅刻 0日、早退 0日)				
項 目	支援内容・所見等	評価			
[労働習慣]	(Point)トピックスごとに、ご本人の様子、支援者の支援内容を箇条書きする。 例)・時間に余裕を持って来所できている。 ・話に夢中になり、作業開始を忘れてしまいそうになるなど、作業開始・終了時間を意識することはあまりできなかった。作業時間を意識してもらうために声かけを行った。	A	B	C	
連 絡		支援者あるいは実習先の3段階評価を行なう。			
規則の遵守					
身だしなみ					
健康管理					
通勤状況					
[実習態度]	(Point)支援者からだけでなく、事業所からの評価も盛り込む。 例)・こちらが指示した作業は、真面目に取り組んでいた。時々、集中力が途切れてしまう様子があり、作業によってムラがあるように思われる。 ・報告は適切にできているが、自発的な質問が見られなかった。	A	B	C	
就労意欲					
関心・熱心さ					
責 任 感					
報 告					
質 問					
準備、片付け					

職場実習 評価シート ②

項 目	支援内容・所見等	評価		
[作業状況]		A	B	C
集 中 力				
安 定 性				
正 確 さ				
丁 寧 さ				
理 解 度				
危険への配慮				
工 夫				
[対人関係]		A	B	C
挨拶・返事				
言葉遣い				
感謝・謝罪				
他者との協調				
会話への参加				
(Point) ・できた内容や、ご本人の強みとなる事柄を盛り込む。 ・就労上課題となりそうな点についても触れ、効果的な支援内容について考察する。				
[今後必要と考えられる支援内容について] 初めての作業に対する苦手意識がないので、本人が遂行可能な作業種は多くあると思われます。様々な作業にチャレンジしていく上で、本人の適性や本人の好みを探ることができそうでした。作業の理解度は良く習熟度合も早いですが、自分なりのやり方で行う傾向があるため、まずは、教わったやり方で確実にこなすことが必要であると考えます。手順書等を活用し、指示通りに行なうことを繰り返すことで、正確さを身につけましょう。 作業上、困ったことがあっても上手に周囲に伝えることが困難な様です。作業上で困る場面をいくつか想定し、「〇〇がありません」「これはどうしたらいいですか」などのセリフを伝えたり、本人の見える位置にセリフカードを掲示して意識しやすくしたりするなど、適切なタイミングでヘルプが出せるように工夫することが必要と思われます。				

評価実習報告書

実習状況報告書について

1 報告書作成の趣旨

体験的な実習を行い、期間中の作業状況の評価をまとめたものです。

2 支援内容・所見等

各項目毎に援助者が行なった具体的な支援の内容や支援経過などを記載します。

記載例：労働習慣の場合

初日に、事業所の方から欠席する場合の連絡先の指示があったので、公衆電話からその連絡先に電話を掛ける練習を念のためさせたところ、欠席の際、自分で電話を職場に掛けてきた。通勤については、初日から3日間最寄り駅から一緒に通勤したが、4日目からは、本人に解らないよう見守っているだけとしたところ一人で通勤が可能であった。

3 評価基準

次の基準で実習者がどのくらいであるか、各項目について評価する。

A：本人の長所であり、就労にあたり継続して維持すべきである。

B：就労に支障はないが、改善・向上に努めることが必要である。

C：改善に向け努力を要する。

4 評価内容

(1) 労働習慣

- 連絡：欠席・遅刻・早退の連絡をする。
- 規則の遵守：会社の規則を守る。
- 身だしなみ：社会人にふさわしいきちんとした身だしなみをする。
- 健康管理：自分で健康管理ができています。
- 通勤状況：自力で通勤できる。

(2) 実習態度

- 就労意欲：働くことの意義を理解している。
- 関心・熱心さ：作業に対する興味・関心があり熱心に取り組む。
- 責任感：自分の仕事に責任をもって就労する。
- 報告：作業の終了・失敗・異常の発生について報告する。
- 質問：指示がわからないときには質問する。
- 準備・片付け：作業の準備・片付けをする。

(3) 作業状況

- 集中力：私語やよそ見等をせずに集中して作業をする。
- 安定性：作業時間を通して安定した作業をする。
- 正確さ：作業上のミス・チェックもれ等がない。
- 丁寧さ：道具・機械・部品等を丁寧に扱う。
- 理解度：指示・指導に対する理解性がある。
- 危険への配慮：危険（物・箇所）に配慮して対応する。
- 工夫：自分で工夫して作業に取り組む。

(4) 対人関係

- 挨拶・返事：日常の挨拶・返事をはっきりする。
- 言葉遣い：適切な言葉遣いをする。
- 感謝・謝罪：援助を受けたり、失敗した時に感謝・謝罪をする。
- 他者との協調：周囲の人と協調して行動する。
- 会話への参加：休憩時間等に周囲の会話に参加し適切なコミュニケーションがとれる。

5 求職活動を継続する上で必要と考えられる支援内容

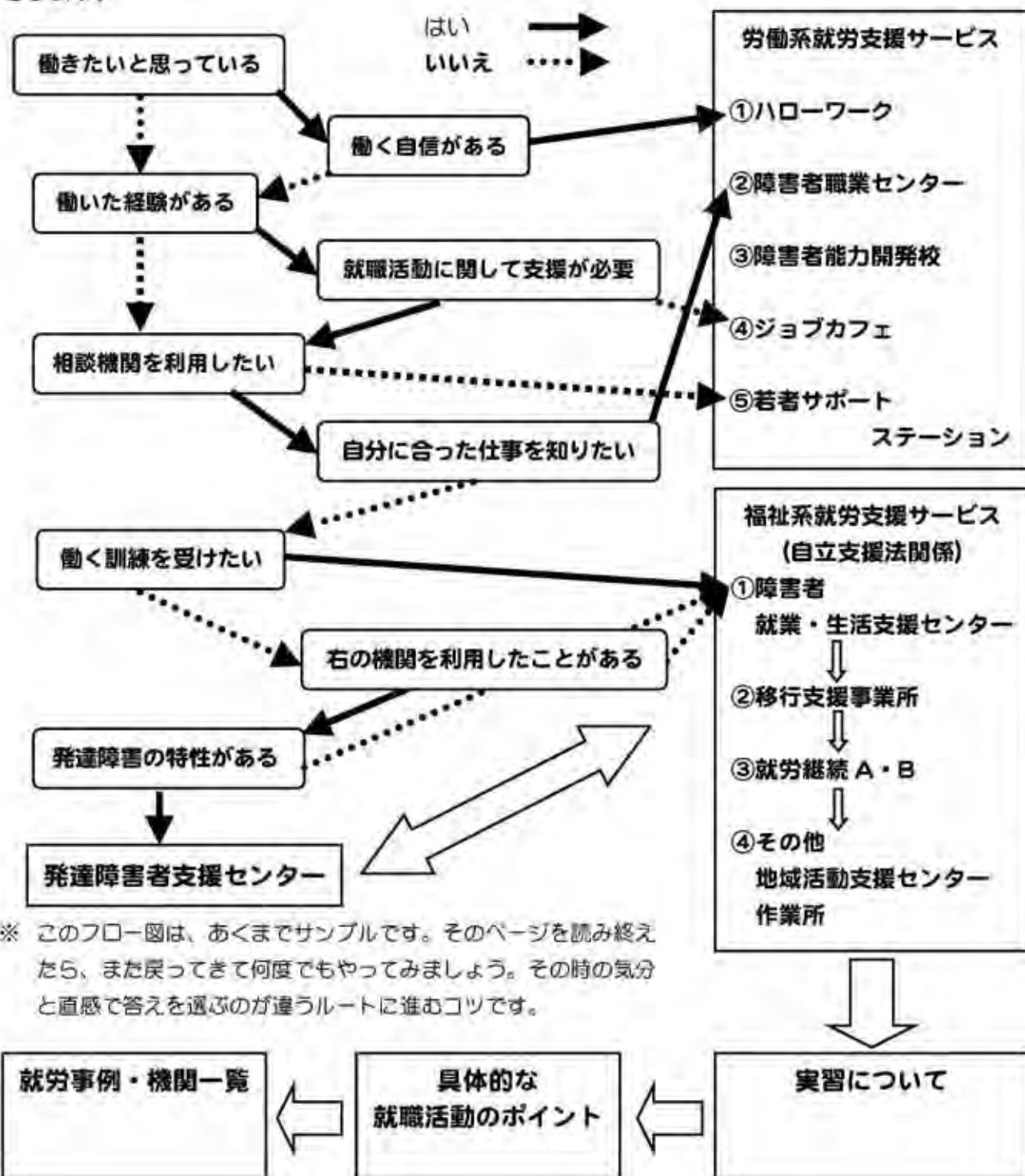
今回の実習をつうじて、企業等で就労するために、向上させる必要があると考えられる項目や内容等があれば記載する。

自分に合った訓練・支援機関を探す

現在、労働・福祉・保健等の各分野において「就労支援制度」が整備されてきました。

しかし、これらの制度は複雑でわかりにくく、どこに相談すればいいかわからない人も多く、うまく活用されていないようです。

ここでは、「いろんな機関がありすぎてわからない」というあなたにあった支援機関を探すお手伝いをします。



※ このフロー図は、あくまでサンプルです。そのページを読み終えたら、また戻ってきて何度でもやってみましょう。その時の気分と直感で答えを選ぶのが違うルートに進むコツです。

ハローワーク ①

地域の総合的雇用サービス機関として、仕事をお探しの方に対して、サービスを行っています。サービスはすべて無料です。

◇どこにあるの？

ハローワークインターネットサービスであなたの地域のハローワークを探してみましょう。

<http://www.hellowork.go.jp/top.html>

あなたの地域のハローワークは →

名称

住所

TEL

◇どんなことをしているの？

(1) 窓口での職業相談・職業紹介

ハローワークの窓口では、どんな仕事がいいのか決められない、具体的な求職活動の仕方がわからないなど、就職に関する多様な相談を受けるとともに、これらに関する無料のセミナーも多数用意されています。

ハローワークでは、求人情報がパソコンやファイル等で公開されており、さらに詳しい個々の求人内容や条件等について窓口にて情報提供を受けることが出来ます。応募したい求人が決まった場合には、その会社に紹介するとともに応募書類や面接等に不安がある場合は、具体的な相談にも応じてくれます。

(2) 雇用保険の給付

失業中の生活を心配しないで新しい仕事を探し、1日も早く再就職できるよう、窓口で職業相談、職業紹介を受けるなどの求職活動を行っていただいた上で、失業等給付を支給するほか、自発的に能力開発に取り組む場合などに必要な給付を行います。

(3) その他のサービス

希望する職業につくために必要な資格・経験、そのための能力を身につけるための訓練コース等、仕事についての情報提供も行っています。

◇障害のある方のために・・・

(1) 職業相談・職業紹介

ハローワークでは、障害者の皆様のために、専門の職員・相談員を配置し、ケースワーク方式により、求職申し込みから就職後のアフターケアまで一貫した職業紹介、就業指導等を行っています。障害者に限定した求人のほか、一般の求人に応募いただくことも可能です。

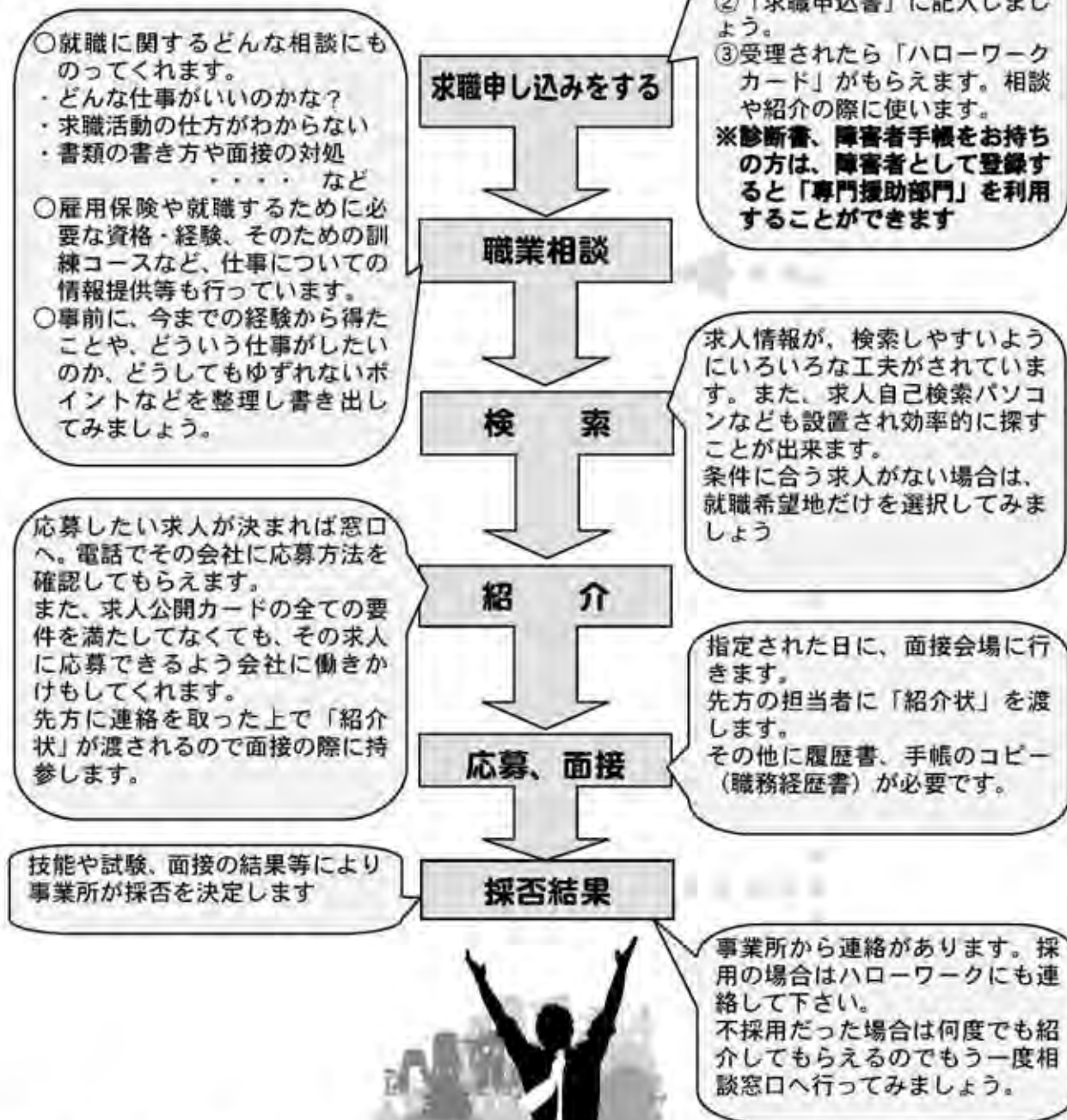
ハローワークでは、個別にその方にあった求人を開拓したり、面接に同行する等、きめ細かなサービスを行っておりますので、ぜひご相談ください。さらに、障害者を対象とした就職面接会も実施しています。お問い合わせは、各都道府県労働局職業安定部職業対策課まで。

(2) 関係機関との連携

地域障害者職業センターや就業・生活支援センターとの密接な連携の下に、障害に配慮した就職のためのカウンセリング等の支援サービスを提供しています。

ハローワーク ②

◇就職までの流れ



◇専門援助部門って？

障害者の就職について相談にのってくれるところで、ハローワークで障害者として求職登録をすると利用することができます。障害者を雇わなければならない企業は、障害者に限定した求人を出すことがありますが、ほとんどは「専門援助部門」に出されます。

障害者職業センター

身体障害・知的障害・精神障害等のすべての障害のある方を対象とした、職業リハビリテーションサービスを実施する機関で、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が設置運営するものです。

障害のある方で、「会社に就職したい」、「会社で安心して働くためにサポートして欲しい」という方に対して支援を行います。

◇どこにあるの？

- ・全国の各都道府県に1ヶ所（原則として県庁所在地）あります。（47ヶ所）
- ・支所が東京都立川市、大阪府堺市、愛知県豊橋市、北海道旭川市、福岡県北九州市の5ヶ所

◇どのようなときに利用できるの？

どんな仕事がいいのか 分からない	働くための準備 をしたい	職場にうまく適 応できない	職場復帰をしたい
職業相談・職業評価 どんな職種が通しているのか？ 就職のために必要な支援は？ 就職や職業生活の安定に向けての相談、 職業適性検査を行います。	職業準備支援 これまで働いたことがない、働いても長 続きしなかった ・ ・ ・ など、 就職に不安や悩みを 抱えている方を対象 に労働習慣を習得す るための支援をしま す。	ジョブコーチ支援 作業習得や職場への 適応について不安の ある方や就職しても 職場でうまくいかな い方を対象に就職前 の職場実習や就職後 に渡ってジョブコー チが支援をします。	職場復帰支援・ リワーク支援 うつ病等で休職して おり、職場復帰に不 安のある方を対象に 職場復帰に向けての 相談・支援を行いま す。
			

◇その他（職場に対しての支援）

障害のある人が働く企業に対して作業施設の改善、職務開発、助言・指導を行います。

◇費用はかかるの？

利用は全て無料です。しかし交通費、昼食代等は自己負担です。

障害者能力開発校

障害者が就職に必要な知識、技能・技術を習得して職業的に自立し、生活の安定と地位向上を図ることを目的とした職業能力開発施設です。

◇どこにあるの？

高齢・障害者雇用促進機構のホームページであなたの身近なところを探してみましょう。

○障害者職業能力開発校（国立・県立）＜一覧＞

<http://www.jeed.or.jp/links/link03.html>

○障害者職業能力開発訓練施設（民間）＜一覧＞

<http://www.jeed.or.jp/links/link04.html>

あなたの近くの能力開発校は →

名称

住所

TEL

◇どんなことをしているの？

- ・就職を希望する方を対象に、職業能力開発校での教育訓練や、各種学校や専門学校、事業主団体等の民間企業への委託による各種の教育訓練を実施しています。
- ・一定の職業能力を身につけてもらった上で就職を促進しようとするものです。あくまで職業に就くための訓練なので、おおよそいかなる職業にも就き得ない方に対しては職業訓練の受講の斡旋されない可能性があります。
- ・職業訓練の期間は、職種などによって異なりますが、数日から最高2年です。
- ・受講料は無料（国が負担）、ただし、教科書代などの実費負担があります。
- ・ハローワークを通じての就労の斡旋が受けられます。

○カリキュラムの例（中央障害者職業能力開発校の場合）

【メカトロニクス】、機械加工、電子機器、工業デザイン、製版、OA システム、

【システム設計】、経理事務、OA 事務、《職業実務》、職域開発

※【 】内は2年課程の訓練科コース。その他は1年課程の訓練コース。

《 》内は知的障害者を対象とした訓練科・訓練コース

◇どのように利用するの？

まずは、ハローワークに求職登録をし、相談しましょう。

ハローワークと施設の協議の結果、受講指示が出されます。



ジョブカフェ

ジョブカフェとは若者向けの就職支援施設で、「ヤングハローワーク」、「〇〇〇仕事館」と呼ばれているところもあります。

仕事を行っていない若者（学生や転職者など概ね34才以下）に対し様々な就職支援サービスを行っています。ここ一ヶ所で仕事に関する様々なサービスが受けられます。

◇どこにあるの？

ジョブカフェサポートセンターのホームページであなたの地域のジョブカフェを探してみましょう。（<http://www.jobcafe-sc.jp/index.html>）

あなたの地域のジョブカフェは？ →

名称

住所

TEL

◇どんなことをしているの？

ジョブカフェは地域ごとの個性があります。だからサービスの内容などは場所によって違ってきます。何はともあれジョブカフェに興味があったら一度行ってみましょう。

◇カウンセリング

- ・プロのカウンセラーが、就職について将来についての相談に乗ってくれます。就職が決定するまで、しっかりサポートしてくれます。

◇セミナーや講演

- ・面接の仕方や業界についてなど、就職に関するノウハウや知識を提供してくれます。

◇情報提供

- ・パソコンや雑誌を利用して、就職に関する情報（求人情報など）を捜すことができます。

◇機会の提供

- ・インターンシップの紹介や起業支援など、働くチャンスを広げる支援も行っています。

◇能力開発

- ・仕事をする上で身につけるべき能力や勉強方法を教えてくれます。

◇施設の提供

- ・快適な環境で自分の将来について考えることができます。ドリンクサービスを行っているジョブカフェもあります。

◇しごと探しのバックアップ

- ・どんな仕事をするか、どんな会社があるか。就職についてのどんな相談もOK。

◇どんな時に？ どのように利用するの？

- ・「どんな仕事に向いているのかな？」「あの仕事をするにはどうすればいいの？」「面接の必勝法は？」「履歴書の特技って何を書くの？」など就職に関して困ったときに、気軽に行ってみましょう。様々な疑問・質問にスタッフが親切に対応してくれます。

将来を見つけるきっかけがそこにはあるはずです。



若者サポートステーション

ニート・ひきこもり等の理由で就労に悩む若者や、その家族を支援するための窓口です。
各種支援団体と連携をとりながら、就労できるまで継続してフォローします。利用は無料です！

◇どこにあるの？

地域若者サポートステーションのホームページであなたの地域のサポートステーション（サポステ）を探してみましょう。（<http://www.ys-station.jp/index.html>）

あなたの地域のサポステは？ →

名称

住所

TEL

◇どんなことをしているの？

◇総合相談

- ・キャリア・コンサルタントが総合的な相談に応じるとともに、メンタル面のサポートが必要な方には臨床心理士がカウンセリングを行います。
- ・そして、あなたに応じた支援メニューを選定し、必要に応じて外部の専門的な支援が受けられるよう、若者支援のネットワークを利用し、適切な支援機関・団体等を紹介してくれます。
- ・必要な支援が継続的に実施されるよう就労に至るまで、一元的にフォローしてくれます。

◇若者キャリア開発プログラム

- ・実際に仕事をしている職業人の体験談等を聴く職業講話、職場や工場などの雰囲気を感じたり、実際の作業等を見学したり、体験するなどを通じて、「気づき」や「働く」意識の向上を目指すプログラムを受けることができます。
- ・ところによって、独自のジョブトレーニングを実施しているところがありますのでお問い合わせください。

◇保護者対象の講習会

- ・セミナーの開催や個別面談の実施等により、職業的自立に向けた支援のあり方や、若者への接し方、接する上での悩みへの対応など必要な支援を受けることができます。

◇他の若者支援機関との連携

- ・他の若者支援機関と支援ネットワークを構築し、多方面からの支援（現場体験や自立訓練）を受けることができます。

◇どんな時に？ どのように利用するの？

- ・「働くってどんなこと？」「あまり自信がないんだけど・・・」「このままでいいの？」など社会自立に関して困ったときに、気軽に行ってみましょう。様々な疑問・質問にスタッフが親切に対応してくれます。

スタートはハローワークから

まずは、ハローワークを利用しましょう！

ハローワークを利用するメリットは？

- ◆あなたが住んでいる地域の求人情報がたくさんあります。
そのため、あなたが希望している 仕事が見つかる可能性が高いです。
- ◆仕事を探したり、仕事の相談やアドバイスを受けても費用がかかりません。
- ◆就職に自信のない方は、職業訓練の紹介をしてもらえます。
- ◆助成金や就労支援の制度（トライアル雇用制度など）を利用することができます。

実際に利用してみる

①最寄りのハローワークを探す ⇒ 名称（ ）

②ハローワークの窓口を選ぶ

※ハローワークには、「**一般窓口**」と「**専門援助窓口**」があります

- ・一般窓口：仕事を探している人は誰でも利用できます。
- ・専門援助窓口：障害者手帳、医師の診断書を持っている方が利用できます。
◇専門援助窓口には障害者を雇用したいと考えている会社の求人情報があります。
◇障害者雇用で就職を考えている場合は、「**専門援助窓口**」で求職登録をします。

③窓口で求職登録をする

- ・求職申込書を記入する・・・（希望の「仕事」と「働き方」は？～ワークシート①、②を参照）
ポイント！ 求人登録に行く前に、希望職種や賃金、勤務地などを考えておきましょう。

④求人情報を探す

- ・窓口で相談するか、自己検索パソコンを利用します。

⑤窓口で相談する

- ・求人情報で気になる点や詳しく聞きたい部分を相談します。
ポイント！ あなたのことを知ってもらうため、同じ担当者に相談するのが良いでしょう。

⑥紹介状を発行してもらう

⑦面接日時の決定 …… （面接については、「就職面接」のページを参照）

発達障害者支援センター

発達障害者支援センターとは

国の事業として、都道府県・政令指定都市の支援も受けつつ、社会福祉法人等が委託を受けて実施しています。

発達障害のある方の特別なニーズに応えるような総合的な支援を行う地域の拠点を目指すものです。通常、相談員が4名配置されており、うち1名は就労担当者となっています。

◇どこにあるの？

各都道府県や政令指定都市に1ヶ所ずつ設置されることとなっています。

◇どのようなときにどうやって利用するの？

ー就労をしたいと思う方ー

- ・就職をしたい気持ちがある
- ・求職活動の仕方が分からない（履歴書の書き方、問い合わせ等のスキル）
- ・自分がどのような職種に向いているか分からない
- ・職場で求められる要素を知りたい

ー就労をされている方ー

- ・上司や同僚との関係についてどのようにしたらいいのかわからない
- ・対人場面でのどのような振る舞いをしているかわからない
- ・職務内容について適応ができなくて困っている
- ・職場の中で専門家の支援を受けたい

以上のことについて助言や就労支援機関等への橋渡しを行います。

◇その他

- ・ハローワークや障害者職業センター、就労支援機関等と共同して職場開拓・職場適応に向けた支援を行います。
- ・発達障害のある従業員を雇用されている企業からの相談にも対応します。
- ・発達障害に関する研修会の開催や事業所などに障害特性についての説明を行います。
- ・医療、教育・福祉等に関する相談等も受け付けています。
- ・相談は、お電話、外来（要予約）等によっても可能です。
- ・相談にかかる費用は無料です。



支援内容

相談



学習会



関係機関との調整



面接同行



職場訪問



※各センターによっては、支援内容が異なる場合があります。

障害者就業・生活センター

障害者就業・生活支援センターとは

就職を希望されている障害のある方、あるいは在職中の障害のある方に対して、就職や仕事に関すること、日常生活に関することについて相談ののってくれるところです。また、企業の方に対しても障害特性に応じた雇用管理や職務遂行などに関して助言を行ってくれます。

就業支援担当者2名（地域によっては複数名増）と生活支援担当者1名が配置されており、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

将来的には全国の障害保健福祉エリアに1ヶ所ずつ整備されるように各地で設置増が図られています。

◇どのような人が利用できるの？

一般就労を希望する方で、障害の種別や手帳の有無は問いません。

◇支援内容は？

就業に関する支援	生活に関する支援
【障害のある人に対して】 ☐ 就職に向けた準備支援 ・ 職業準備訓練 ・ 職場実習のあっせん ☐ 就職活動の支援 ☐ 職場定着に向けた支援 【事業主に対して】 ☐ 雇用管理についての助言 ☐ 関係機関との連絡調整	☐ 生活習慣の形成 ☐ 健康管理・金銭管理等の日常生活の自己管理に関する支援 ☐ 住居、年金、休日の過ごし方など地域生活・生活設計に関する助言 ☐ 関係機関との連絡調整

◇費用はかかるの？

利用は全て無料です。しかし実習等にかかる交通費、昼食代等は自己負担です。

支援内容

相談



職業準備



職場実習



面接同行



関係機関との調整



職場訪問



就労移行支援事業所

就労移行支援事業所とは

一般就労を希望する障害のある人に対して、知識・能力の向上、実習、職場探しなどを支援する就職に向けた準備を行うところです。

◇対象者は？

一般就労を希望する障害のある人で、65歳未満の方。事業所によっては障害種別を特定しているところもあります。

◇支援内容は？

支援内容	利用方法・備考
○ 個別の支援計画作成 ○ 職業準備（作業活動を通じて職場適性を把握していきます） ○ 職場見学・職場実習 ○ 面接準備（履歴書の書き方、面接の練習、マナー学習など） ○ 職場開拓・求職活動の支援 ○ 面接同行 ○ 就職後の職場訪問	○ 利用を希望する場合は、お住まいの市区町の福祉課窓口にてサービス利用申請（訓練等給付）をする必要があります。 ○ 事業所によって、作業内容が違います。直接事業所に問い合わせてみましょう。 ○ 作業を行った場合は、働いた分の賃金が貰えます（最低賃金は保障されません）

◇費用はかかるの？

利用料がかかります（金額については、事業所に確認してください）。また、昼食代や実習にかかる費用などは別途実費相当分を負担する必要があります。

◇利用期限はあるの？

原則2年以内となっています。

支援内容

相談



職業準備



マナー学習



関係機関との調整



面接同行



職場訪問



就労継続支援事業所

就労継続支援事業とは

2つの類型があり、下記のとりの事業を行っています。

類型	就労継続支援事業所（雇用型）	就労継続支援事業所（非雇用型）
概要	労働・生産活動を通じて知識・能力の向上を図り、就労機会を提供する事業所	
利用形態	事業所との 雇用契約	事業所との 利用契約
利用対象者	働きたい意欲のある障害のある方（手帳の有無は問いません）	
	①就労移行支援事業所を利用したものの、雇用に結びつかなかった方 ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったものの、雇用に結びつかなかった方 ③企業就労をしていたものの、離職した方	①企業や雇用型事業所での就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが難しくなった方 ②就労移行支援事業所を利用したものの、企業や雇用型事業所での雇用に結びつかなかった方 ③①や②に該当しない方で、50歳以上に達している方や試行の結果、企業や雇用型事業所への利用が難しいと判断された方
活動内容	☐ 個別の支援計画作成 ☐ 労働・生産活動の提供 ☐ 就職に関する知識・技能の習得 ☐ 一般就労に向けた支援	
費用	利用料、昼食代、その他実費	
利用期限	なし	
最低賃金	あり	なし
利用方法	利用を希望する場合は、お住まいの市区町の福祉課窓口にてサービス利用申請（訓練等給付）をする必要があります	

支援内容

相談



生産活動



マナー学習



関係機関との調整



地域活動支援センター、作業所

その他利用できる社会資源

障害のある方が通える場として、他にもいろいろな事業があります。「地域活動支援センター」や「小規模作業所」などがその例です。地域によって名称や形態が違うものがあります。また活動内容や対象の障害範囲についても特定している事業所もありますので、詳しくは福祉の窓口や相談支援事業所等に問い合わせてみてください。

◇支援内容は？

支援内容	利用方法・備考
○ 日常生活に関することや仕事についての相談 ○ 作業活動（例：製造・食品・販売等） ○ 創作活動（例：絵画・陶芸・ ○ 交流活動（例：グループでの集い、自由に過ごす等） ○ 学習会（例：健康管理、マナー等） ※上記は一部の例です。	○ 利用を希望する場合は、お近くの市区町の福祉課窓口にて利用申請をする必要があります ○ 事業所によって、活動内容・作業内容が違います。直接事業所に問い合わせてみましょう。 ○ 作業を行っているところでは、働いた分の賃金が貰えます（最低賃金は保障されません）

◇費用はかかるの？

利用料がかかります（金額については、事業所に確認してください）。また、昼食代やその他費用について別途実費相当分を負担する必要があります。

◇利用期限はあるの？

利用期間の制限はありません。

支援内容

相談



創作活動



作業活動



交流活動



関係機関との調整



障害者雇用と普通の雇用の違い

ガイド

発達障害のある人が求職活動を行う場合、63～64ページに記述したように

- ・一人で頑張る場合 ～障害をクローズにして活動する場合～
- ・障害者雇用の支援を受ける場合 ～障害をオープンにして活動する場合～

の方法があります。

「どちらが良いか」という二者択一の考えではなく、私たち支援者が、それぞれのメリット、デメリットを理解し、本人にわかる方法で説明し、当然ですが本人や家族の意思を尊重、確認しながら進める事が必要です。

この章では、「障害者雇用と普通の雇用の違い」をテーマに、

- ・障害者雇用の仕組み
- ・障害者雇用のメリット
- ・給料
- ・社会保険（雇用保険）
- ・さまざまな雇用形態

の項目毎に説明します。

障害者雇用の仕組み ①

◆雇用率とは？

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下、法律）では、従業員規模に応じて一定数の障害者を雇用しなければならないと定められています。
- ・法律で定められた雇用率（法定雇用率）は、現在民間企業 1.8%、国・地方公共団体 2.1%です。

例えば・・・

従業員 56 人の企業では 1 人、500 人の企業では 9 人、1 万人の企業では 180 人の障害者を雇わなければならないことになります。

- ・毎年 6 月 1 日現在で障害者雇用の状況が調査されます（「ロクイチ調査」と呼ばれます）。
- ・平成 20 年 6 月 1 日時点での実雇用率は 1.59% です。同じ調査によると、雇用率を達成している企業は 44.9% で、過半数の企業が雇用率を達成していない現状があります。

◆雇用率に算定される障害者とは？

- ・雇用率に算定されるためには、「身体障害者手帳」「療育手帳（「愛の手帳」等地域によって名称が違う）」「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかを持っている事及び手帳を持っている事を会社に知らせる（オープンにする）必要があります。
- ・発達障害の場合には、診断を受けていても、これら 3 つの手帳のどれかを持っていない場合は雇用率の対象にはなりません。

◆障害者求人とは？

- ・「雇用率を達成したい」「障害のある人と働いてみたい」等様々な理由で障害のある人を雇わなければならない（あるいは、雇いたい）企業は、障害のある方に限定した求人を出すことがあります。
- ・それらの求人は、企業のホームページ上で募集される場合、民間の人材派遣会社が紹介してくれる場合、新聞に求人が掲載される場合あるいは求人雑誌に掲載される場合もありますが、ほとんどはハローワークの「専門援助部門」に出されます。
- ・専門援助部門は、ハローワークの一部門で障害のある方の就職について相談にのってくれる部門です。
- ・ハローワークで障害者として求職登録をすると利用することができます。

障害者の雇用の促進等に関する法律

- ・民間企業 1.8%
- ・国・地方公共団体 2.1%



雇用率等の関係で、企業が障害者限定の求人を出すことがあります。

その情報が集まっているのはハローワークの専門援助部門です。

障害者雇用の仕組み ②

◆雇用率を達成していない企業には？

- ・雇用率を達成していない企業は、ハローワークからの指導を受けたり、会社の規模によっては不足数に応じた障害者雇用納付金を支払ったりすることになります。
- ・また、「社会貢献（CSR）」の観点からも「雇用率を達成したい」と考える企業は多いようです。企業には障害者を雇う事が求められています。

◆だからと言って・・・

- ・手帳を持っていれば誰でも良いか、と言うと決してそうではありません。
当然ですが、企業は
 - ・給料に応じた（あるいはそれ以上の）仕事ができる人
 - ・会社のルールやマナーが守れる人
 - ・他の従業員と問題を起こさない人
 などを雇いたいと思っています。

企業は障害者を雇うことが求められている



ただし、障害者であれば、誰でも雇うわけではない。

- ・仕事ができること
- ・ルール・マナーを守れること
- ・職場の人間関係に馴染める人
等、様々な条件が求められる。

就職するためには、一定の準備が必要です。

障害者雇用のメリット

◆どんなメリットがあるの？

◇本人にとってのメリット

- ・自分の特性や希望に応じた職場を支援者（ハローワーク職員やジョブコーチ等）と一緒に探してくれる
- ・面接の際に支援者が同行して、障害特性等を企業に伝えることで、理解が得られやすくなる
- ・職務内容や環境面において障害への配慮を得られやすい
- ・支援者（ジョブコーチ等）が職場を訪問し、課題の調整をすることができる
- ・対人関係の悩みなどを相談したり、解決策を一緒に考えることができる
- ・一般的に、障害を職場に知らせない場合より長く継続して働くことができる

◇企業にとってのメリット

- ・発達障害のある方が療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を所持していれば、
週 20 時間～30 時間勤務で 0.5 人（1 人）
週 30 時間以上勤務で 1 人（2 人） 雇用率に算定できる。

※（ ）は、療育手帳で重度判定の方。あるいは職業センターで重度判定を受けた方

- ・各種制度や助成金を使うことができる

※但し、発達障害があるがどの障害者手帳も所持していない場合は、「その他の障害者」としてハローワークで求職登録が可能です（過去に診断を受けた事が必要な地域もあります）。
その場合、雇用率には算定できませんが、「トライアル雇用」や「ジョブコーチ」の制度が利用できる場合があります。

◇支援者にとってのメリット

- ・必要に応じて現場でジョブコーチ支援ができる
- ・企業本人と企業との調整役をすることができる



給料の仕組み

◆給料について

- ・一般的に「普通の雇用」に比べると、「障害者として雇用される場合」は給料（時給）は低く設定されることが多いようです。
- ・但し、企業によっては、
 - ・会社の規定上、給料の差をつける事ができない
 - ・同じ従業員として同じように接したいので、給料も同じで雇用する等の理由で、他の社員と同じ場合もあります。
- ・いずれにしても、わが国には法律に基づいた「最低賃金制」があります。「最低賃金額」は都道府県によって金額が異なり、また毎年金額の見直しがされます。
- ・私たち支援者はその金額を常に頭に入れ、企業と雇用の調整を行う場合にはそれを下回らないよう交渉する必要があります。

◆最低賃金制とは？

- ・最低賃金制とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限を定め、使用者は、その最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度で、すべての労働者に適用されます。
- ・しかし、一般の労働者と労働能力が異なるため最低賃金を画一的に適用することが適当でない労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の適用除外が認められることがあります。
- ・従って、企業の判断で勝手に最低賃金を下回る給料を設定することは違法です。
- ・また、「障害者＝仕事ができない＝最低賃金を下回って良い」という安易な考えは間違いです。

* 私たち支援者は、その方が希望する雇用条件やその方の生活設計に必要な収入を考慮しつつ、その方の働き振りに応じた給料が確保できるよう支援する事が必要です。



社会保険 ①

社会保険（雇用保険）

◆社会保険とは？

- ・労働者が安心して働けるように制度化された公的な保険制度です。
- ・一般的に下記の保険があります。これらは障害者雇用と普通の雇用で違いはありません。

保険料は事業主が負担

労災保険



業務上又は通勤による労働者の負傷・疾病・障害又は死亡に対して労働者やその遺族のために、必要な保険給付を行う制度です。

原則、労働者は適用になります。

保険料は労働者と事業主双方で負担

雇用保険



失業してまった場合に、生活を守り、早く再就職できるように援助する制度です。

1週間の労働時間が20時間以上（6ヶ月以上の雇用期間）の方が加入

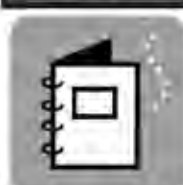
健康保険



企業で働く人やその家族が（業務外で）病気・怪我などで仕事ができず給料をもらえないとき、あるいは医療給付等を行う制度です。

短時間労働者は加入できない場合があります。

厚生年金



会社に勤務する労働者の老齢、障害・死亡について保険給付を行い、労働者の生活の安定と福祉の向上を目的とする制度です。

◆雇用保険（失業等給付）とは？

- ・失業者の求職活動中の生活の安定を図るものとして、失業している間に支給されます。
- ・失業給付は、新しい仕事を探して1日も早く再就職するために支給されるものです。

◆基本手当の受給要件は？

- ・失業した場合において、原則として、離職の日以前2年間に被保険者期間が通算して12ヶ月以上（『特定受給資格者／就職困難者の場合』離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6ヶ月以上）であったときに、失業給付が支給されます。

＊「特定受給資格者」＝倒産、解雇等により離職
「就職困難者」＝障害者雇用促進法等による障害者等

社会保険 ②

◆どれくらいの手当てがもらえるの？

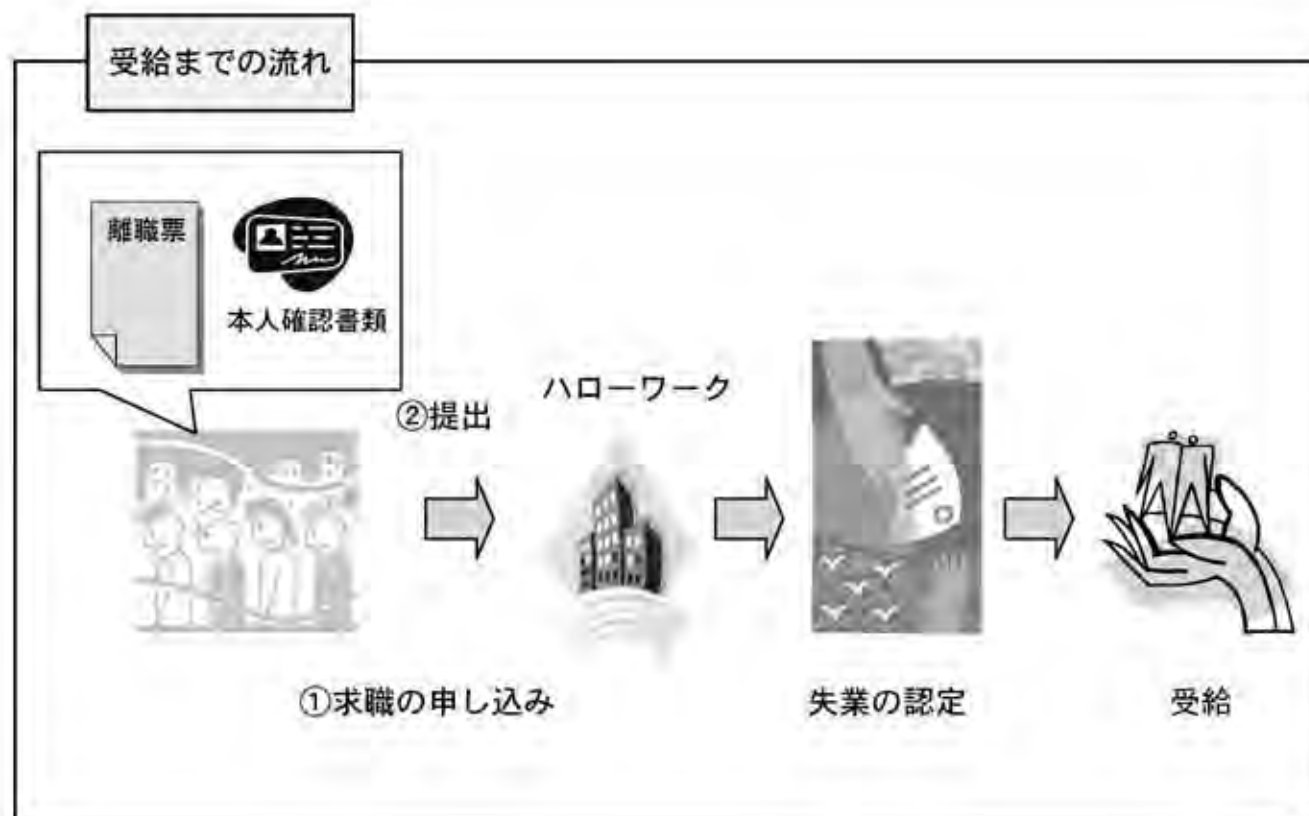
- ・雇用保険で受給できる1日当たりの金額（「基本手当日額」といいます）を「所定給付日数」支給されます。
- ・「基本手当日額」＝離職した日の直前の6か月に毎月決まって支払われた賃金の額によってきまります。
- ・「所定給付日数」＝離職の日における受給資格者の要件によって決定します。

◆受給手続きはどのようにするの？

- ・手続きはハローワークで行います。
- ・原則として4週間に1度、ハローワークに行き、失業の認定（失業状態にあることの確認）を受けた日について支給されます。

◆その他

- ・基本手当を受けられる期間は、原則として離職の翌日から1年間です。これを過ぎると、基本手当が受けられないので注意が必要です。



さまざまな雇用形態

◆雇用形態は？

- ・企業と社員が結ぶ雇用契約には様々な種類があります。
- ・雇用形態は大きく分けて正規社員（正社員）と非正規社員（契約社員、パート社員、アルバイト等）があります。
- ・また人材派遣会社に登録し、紹介された企業に派遣社員として勤務するパターンもあります。

正規社員		非正規社員
雇用期限の定めがない雇用契約を結んだ従業員	雇用期限	期間の定めのある契約に基づき雇用される従業員
自分の障害特性にあわせて勤務曜日・時間を決めることが難しい場合がある。	勤務時間	自分の障害特性にあわせて勤務曜日・時間を考えることができる場合がある。
月給で支払われることが多い	給与	ほとんどが時給で支払われる
労働保険、社会保険は企業で加入	労働保険	企業により加入する場合がある。加入していない場合は各自加入する。

労働保険＝労災保険・雇用保険　社会保険＝厚生年金・健康保険

派遣社員

派遣会社と雇用契約を結び、派遣先企業で仕事を随行します。

給与は派遣先企業から派遣会社へ支払われ、派遣会社から個人に支払われる仕組みになっています。

就労事例

高齢者施設で働くAさん

【プロフィール】

20代、男性。

アスペルガー症候群 精神障害者保健福祉手帳3級

真面目な性格。人と接することが好きで人好し。

衝動性があり、話がまとまりづらい。

【就職までの流れ】

- ・アルバイトで働くも離転職を繰り返すため、家族が発達障害を疑い、発達障害者支援センターに来談。支援センターでの継続面談を経て、精神科を受診し、アスペルガー症候群の診断を受ける。
- ・ハローワークと支援センターが連携しながら求職活動を進め、Aさんの「高齢者に関わる仕事がしたい」という希望を受け、高齢者施設での建物管理業務の実習を経て就職。

【仕事内容】

- ・高齢者施設の建物管理（清掃）
浴室2カ所、居室トイレ、洗面台、手すり、窓、車椅子等の清掃、清拭用のおしぼり作り、洗濯物たたみ



浴室清掃の様子



洗濯物たたみの様子

【雇用条件】

- ・平日勤務、土日休み
- ・9:00～16:00 休憩1時間
- ・契約社員（年度ごとの契約更新）
- ・賃金 96,000/月
- ・雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金加入

【支援状況・制度の活用】

- ・雇用と同時に第1号職場援助者（ジョブコーチ）制度活用。
- ・第1号職場援助者の支援期間満了後は、支援センターがフォローアップを実施。
- ・現在、支援センターの月1回程度の職場訪問と、必要に応じた本人・家族面談を実施。
- ・障害基礎年金2級を受給。

就労事例

ファミリーレストランで働くBさん

【プロフィール】

30代女性、広汎性発達障害

精神障害者保健福祉手帳（3級）、調理師免許所持

とても真面目で頑張り屋。手先が器用で、几帳面だが、スピードはゆっくり。

おっちょこちょいなところもあり、特に初めてのことに取り組むときに目立つが、何事も丁寧に教えられることで、カバーすることができる。料理が得意で、家族の夕飯作りを担当している。

【就職までの流れ】

①精神科の受診

それまでは、飲食店や仕出し弁当屋でのアルバイトを転々としてきた。就労中は、真面目な勤務態度は評価されつつも、食材管理（賞味期限の確認等）や口頭指示の理解が難しく、徐々にシフトが入らなくなる、などのことがあった。家族の理解があり、職場との調整なども家族がカバーしてきたが、受診先で広汎性発達障害の診断を受け、福祉サービスの活用を勧められた。

②手帳の取得と求職活動

療育手帳が非該当だったため、精神障害者保健福祉手帳を申請し、3級を取得した。手帳取得前から、就労支援員とハローワークに通い、判定と支援の経過は、ハローワークとこまめに情報共有していった。求職活動期間中は作業所に通い、障害のある人と一緒に働く経験を積んだ。

③ファミリーレストランの厨房で就職決定

調理師免許を活かした仕事をしたい、というご本人・ご家族の希望の下、出会いがあったのは近隣のファミリーレストランだった。店舗での採用経験が少ない企業だったため、最初はジョブコーチが実習に入り、店長と相談しながら従事業務・スケジュールを決めていった。3ヶ月間のトライアル雇用を経て、就職に至った。

【仕事内容】

9:00～10:30	開店前清掃	フロア、トイレ、玄関、従業員休憩室
10:30～16:00 (休憩 30分×2回)	厨房作業	食材のチェック、仕込み、食器洗浄、一部調理

【雇用条件】

雇用形態	パートタイム就労 障害者雇用(本社採用、店舗勤務)
給与	時給 850 円
勤務時間	週 30 時間、シフト制
社会保険	雇用、労災、健康保険、厚生年金



就労事例

【支援の状況】

- ・清掃や調理のスキルは十分だったため、ジョブコーチが職場実習に基づき、臨機応変が求められるにくいスケジュールを組むことで、早期に作業自立はできた。しかし、そのスキルの高さから、職場の期待が高まりやすく、さらに現場はパートやアルバイトが中心で流動しやすく、さまざまな人との関わりが求められた。そのため、「職場の要求水準の調整」に、継続支援が必要だった。
- ・当初は丁寧さが評価されていた仕事も、徐々にスピードアップを求められるようになり、その都度ジョブコーチが再支援に入り、店長と仕事の丁寧さが活かせるよう話し合い、職務の再設計を行うことで、安定して働くことができています。

税理士法人で働くCさん

【プロフィール】

20代男性。

高機能広汎性発達障害。精神障害者保健福祉手帳2級。

物静かで真面目な性格。物事をじっくり考えるタイプ。



【就職までの流れ】

- ・大学卒業後、某社に正社員で就職。職場でのストレスにより精神科を受診。自分なりにうまくいかない理由をインターネット等で調べ、発達障害者支援センターに来談。その後退職し、精神科を再受診し、診断を受ける。精神障害者保健福祉手帳を取得。
- ・発達障害者支援センターで相談を続け、「一定のパターンで繰り返しできる仕事」をみつけていくこととし、障害者就業・生活支援センターとの連携により、雇用前実習を経て、就職。

【仕事内容】

- ・振替伝票・銀行帳・他数種の入力
- ・一定パターンでの入力作業

【雇用条件】

- ・平日月～金、 土日休み
- ・9:00～17:30 休憩1時間
- ・アルバイト待遇（最初は2ヶ月、
その後は6ヶ月更新）
- ・時給 800円
- ・雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金加入

【活用している支援制度】

- ・活用している制度はない。
- ・現在、月2回程度の職場訪問と、月1回の会社側担当者との定例ミーティングを行っている。



伝票を入力するCさん

就労事例

生活介護事業所で働くDさん

【プロフィール】

20代 男性

アスペルガー症候群

【仕事内容】

- ・生活介護事業所介助員
- ・清掃

☆ 1日のスケジュール	
8:15	出勤（通勤時間 車で約1時間）
8:30	玄関、フロア掃除
8:50	お風呂掃除
9:30	利用者受け入れ
10:30	山歩き、散歩
11:30	休憩
12:00	食事介助
13:00	トイレ誘導など
14:00	入浴介助
15:00	おやつ、帰りの準備
15:45	トイレ掃除
17:15	戸締まり 帰宅



【雇用条件】

- ・通常雇用、非常勤
- ・時給700円 月約11万円

【就職までの流れ】

- ・高校時代、祖母が病気で入院していた姿をみて、「福祉の仕事に就きたい」と思い福祉系の専門専学校に進学。卒業後は、なかなか定職につけず高齢者のグループホームでアルバイトをしながら、就職活動を実施。
- ・現在の福祉施設で、担当職員と発達障害者支援センターが職務調整と作業マニュアルを作成し、週1回のボランティア活動を行う。その活動を通じて、介助、掃除の能力が認められ就職。



【支援状況・制度の活用】

- ・活用している制度はありませんが、発達障害者支援センターを利用したり、ありそくらぶ（自助グループ）に参加しています。
- ・家庭から離れ、自立した生活を希望しています。でも現在の収入では、難しい状態です。今後、精神保健福祉手帳と障害基礎年金の申請を行う予定です。

就労事例

プラスチック加工会社で働くEさん

【仕事の内容】

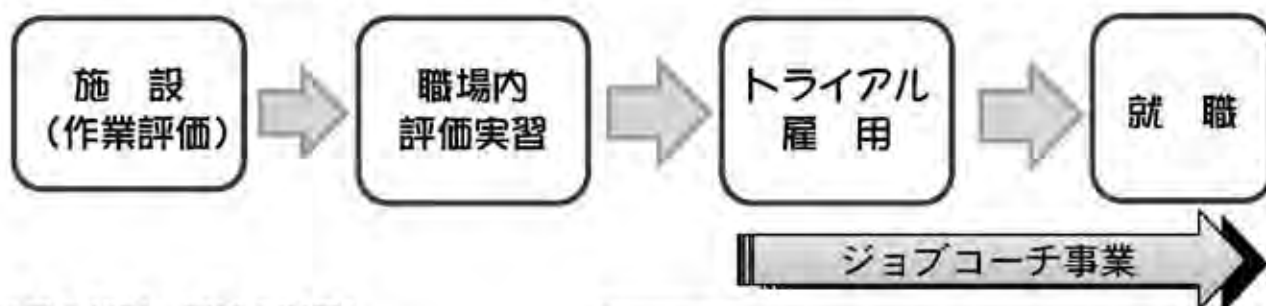
- ・自動車部品のプラスチック加工会社
- ・不良材料を再利用するため、粉碎する仕事

【雇用条件】

- ・時給750円
- ・8時間勤務（現在は体調を崩しているため4時間勤務に変更中）
- ・雇用保険・労災保険・健康保険・厚生年金加入

【就職への道のり】

- ・授産施設（現在の就労移行支援事業所）の就労支援スタッフが職場開拓し、実習を経て就職



【支援の状況・制度の活用】

- ・トライアル雇用
- ・ジョブコーチ事業

【就職のポイント】

- ・1人職場で、いろいろな人とコミュニケーションをとる事が苦手な人に向いている職場でした。
- ・粉碎する材料の種類が多いため、材料明細を整理する事により、混乱なく作業できるようになる。



福祉サービスのニーズを捉える

言語的ニーズと実際のニーズ

発達障害のある方が、就労支援のニーズを持って窓口を訪れた際に、以下のようなギャップがある場合があります。言語的ニーズに基づいて就労支援を進めると、支援の途中で潜在していた別の支援ニーズに気づくということも、稀なことではないでしょう。

言語的ニーズ	想定・仮定される背景	支援上の困難
働きたい、企業就労がしたい	・経済的に困窮している ・当面の生活費（あるいはこだわりのある活動・娯楽費）を稼ぐ必要がある	相談に訪れるための交通費や、訓練や実習に関わる費用負担を渋る
障害者雇用で働きたい	〈障害のある人として働く心積もりができていないわけではないが〉、一般の雇用・面接ではうまくいかなかった（あるいは、自信がない）	・支援やアドバイスを嫌がったり、受け入れられなかったりする ・1人で動いてしまう（報告・連絡・相談ができない）
就労の支援をしてほしい、転職したい	・現状に不満がある ・〈障害者雇用のイメージがついているわけではないが〉、今困っていることのフォローや解決はしてほしい	・障害者雇用という選択肢に、満足・納得できない ・支援ニーズがコロコロ変わる ・彼方此方の機関に相談し、異なるアドバイスを受けている

上記のような事態に直面したときに、あるいは未然に防ぐために、福祉制度の活用や紹介が解決につながることもあるかもしれません。また、福祉制度はどれも複雑で、窓口も地域によって異なります。窓口が複数あると、相談内容・相談先の使い分けも苦労するところです。そのような場合は、ご本人の地域の窓口を、ワークシートで整理することで、相談先の交通整理に役立ててください。

活用手帳の検討

障害者雇用を選択するに当たり、「発達障害者手帳」がないことを嘆く方も少なくありません。また、学齢期に療育手帳が非該当だった方は、そのまま精神保健福祉手帳の取得について、検討するチャンスを逃してしまっている場合もあります。手帳について、マイナスイメージが先行している方もいます。そのような方々に、活用可能な手帳についての情報提供として、この章を活用してみましよう。その際、手帳取得が「『障害のある人』として支援を受ける準備ができている」ことの証になるのだということも、併せて説明していきましょう。

職業生活の質の向上のために

支援によって「向いた働き方」が見つかったとしても、障害者雇用において「賃金」と「生活に必要な費用」のバランスを取っていくことは、容易ではありません。そのため、健康維持のための医療費等の費用負担が、おろそかになってしまうこともあるかもしれません。活き活きとした職業生活の維持や心身の安定維持のために、障害年金や医療制度の活用なども、必要に応じて検討していきましょう。また、福祉窓口を知ることで、この章には記載されていない日常生活自立支援事業なども、問い合わせていけると良いでしょう。

療育手帳

療育手帳とは

児童相談所（18歳未満）または更生相談所（18歳以上）において、知的障害者（児）と判定された者に対して交付される手帳のことで、知的障害者（児）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくすることを目的としています。

療育手帳を取得した場合、障害者雇用の対象となります。

知的障害の定義

- ・ 知的能力（IQ）は、ビネー式、ウェクスラー式等の心理検査で測定します（どの検査を使用するかは、地域によって異なります）。
- ・ おおむね、IQが75以下の場合「知的障害」と判定され、手帳が交付されます。

知的障害の判定の指標（中軽度の場合）

程度	知能指数 (IQ)	日常生活の状況の一例	等級の例
中度	おおむね IQ36～50	1. 身辺処理は自立。 2. 限られた範囲なら日常会話はどうにか通じる。 簡単な読み書きや計算はできる。 3. 簡単な社会生活の決まりをある程度は理解できる。 4. 単純作業に従事できる。	B 1 3度
軽度	おおむね IQ51～75	1. 身辺処理は自立。 状況に応じた配慮がある程度できる。 2. 日常会話はできるがこみいった話は難しい。 3. 簡単な読み書きや金銭の計算はできる。 小学校5・6年生程度の学力にとどまる。 4. 抽象的思考や合理的判断に乏しい。 5. 職業生活はほぼ可能。 事態の変化に適應する能力は弱い。	B 2 4度

※都道府県によっては、療育手帳対象外であるIQ76以上の場合においても、更生相談所等の判定において、IQ91以下で「高機能自閉症」または「アスペルガー症候群」の診断がなされた場合、療育手帳（軽度）を取得できる場合があります。お住まいの地域が、該当地域かどうかは、更生相談所、または福祉事務所にお問い合わせください。

療育手帳のメリット

就労に関するメリット

①障害者雇用の対象となる

障害者求人が集まっているハローワークの専門援助部門に求職登録し、専門員の助言を受けながら、就職活動を進めていくことができます ※ハローワークの窓口名称は、地域によって異なります。

◆手帳の有無によって、どのようなサービスが利用できるか？

	サービス内容	窓 口	手 帳	
			あ り	な し
ハローワーク 専門援助部門 における相談	障害者求人が集まる就職活動の総合窓口。障害者手帳がなくても、「主治医の意見書」を提出するか、または精神科医の診断を受けていることを申告すれば利用可能。	管轄ハローワーク	○	○
職場適応訓練	職場において、6ヶ月間障害者の作業能力に応じた訓練を実施し、職場適応を容易にする。雇用を前提とする。	管轄ハローワーク	○	×
トライアル雇用	事業主が原則3ヶ月間雇用し、その間業務遂行や職場適応の能力を見極め、雇用の機会を図る試行的雇用。トライアル活用後の雇用は前提としない。	管轄ハローワーク	○	○
職場適応援助者助成金	就職が困難な障害者等に対して、職場にジョブコーチを派遣し、おおむね3ヶ月間（最長1年）きめ細やかな人的支援を行う。	地域障害者職業センター	○	○
雇用保険失業給付の期間延長	障害者雇用において失業給付を受給する場合、一般雇用よりも期間が長く受給できる。	管轄ハローワーク	○	×

②就労に関する各種支援が受けやすくなる



「就職への道」サービス・機関を参照

就労以外のメリット

◆自治体や年齢、等級によって、受けられるサービスや割引率は異なります。参考に、ある地域の例を掲載します。

税制面（所持者・扶養者）	交通費助成等	手当	その他
☐ 所得税、住民税の控除 ☐ 相続税の減額 ☐ 個人事業税の減免 ☐ 利子等の非課税 ☐ 自動車税、軽自動車税、自動車所得税（中度まで）	☐ タクシー利用、自動車ガソリン費助成（中度まで） ☐ 運転免許取得費助成 ☐ バス、航空運賃の割引 ☐ JR・私鉄運賃の割引	☐ 心身障害者福祉手当 ☐ 特別児童扶養手当 など	☐ 公共施設入場料等の割引 ☐ 携帯電話基本使用料の割引 など

精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳とは

精神の疾患や障害のため、社会生活を営むに当たって「支援が必要」な状態にある方に、交付されるものです。

- ・ 入院・在宅・就労の有無による区別や、年齢制限はありません。
- ・ 有効期間は2年です。2年ごとに、更新の手続きが必要です（新規申請と同様）。
- ・ 障害等級は、1級、2級、3級です（数字が大きいほど障害程度が軽いことを示します）。

手帳取得の流れ



※①…窓口の場所は、自治体によって異なります。

※②…記入の際、「日常において支援が必要な点」を正確に伝えます。

※③…診断書で、「自立支援医療制度」の申請を同時に行うことができます。

申請に必要な書類

- ①申請書（本人または家族が記入）
- ②診断書（自治体指定）または年金証書（精神障害による）の写し
- ③本人の写真、印鑑
- ④（更新の場合）手帳の写し

※自治体により、はがきによる引渡し
予定通知サービス
があるなど、申請書
類は地域によって
若干異なります。

手帳をどう捉えるか

「サポートがあ
れば、うまくや
れることが増え
る」ことの証明

気軽にサー
ビスを求めるこ
とができる
「お守り」

障害年金との違い

- ・ 審査先が異なり、年金の等級とはイコールではありません。しかし、概ね同等級の年金受給が考えられるため、検討の目安にはなります。

療育手帳との違い

- ・ 療育手帳はIQによって等級が測られるため、申請に当たって検査や面談による手続きが必要になります。
- ・ 療育手帳には有効期限がありませんが、精神手帳は更新手続きが必要です。

精神障害者保健福祉手帳のメリット

就労に関するメリット

① 障害者雇用の対象となる

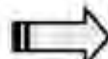
◆雇用率や助成金の対象になる

手帳の有無によって利用できるサービスについては、「療育手帳のメリット」を参照

◆ハローワークの専門援助部門の利用ができる

専門員の助言を受けながら、就職活動を進めていくことができます

② 就労に関する各種支援が受けやすくなる



「就職への道」サービス・機関を参照

＜参考＞精神保健福祉手帳独自の活用できるサービス

◎精神障害者社会適応訓練事業	◎精神障害者ステップアップ雇用奨励金
精神障害のある方の、就労や社会生活のための訓練です。事業に協力してくれる事業主（登録事業所）で、仕事をしながら訓練をします。 ・保健所が窓口になります。 ・1日6時間、月20日間程度、利用期限は6ヶ月です（地域によって異なります）。 ・協力事業主に対しては訓練委託費が支払われます。訓練をしている方に支払われる手当の額は、事業主との話し合いで決定します。	短時間の就業から始め、仕事や職場への適応状況等をみながら、徐々に就業時間を伸ばしていくことで常用雇用への移行を目指すことができます。 ・ハローワークの職業紹介により雇入れた方が対象になります（有期の雇用契約を締結）。 ・1週間の労働時間が、週10～20時間からスタートできます。支給期間は6～12ヶ月です。 ・事業主に対して、月2万5千円の奨励金が支払われます（最長12ヶ月）。

就労以外のメリット

◆自治体によって、受けられるサービスは異なります。参考に、東京都の場合を掲載します。

税制面	交通機関・施設利用等	その他
☐ 所得税、住民税、相続税 ☐ 贈与税（1級のみ） ☐ 利子等の非課税 ☐ 自動車税、軽自動車税、自動車所得税（1級のみ） ☐ 個人事業税	☐ 都営交通乗車証の発行 ☐ 都内路線バス運賃の割引 ☐ 生活保護の障害者加算（1・2級のみ） ☐ 都営住宅の入居および特別減額 ☐ 都立施設・公園駐車場の無料利用 ☐ 休養ホーム利用料の助成	☐ NTTの電話番号案内の無料利用 ☐ 携帯電話料金の割引 ☐ 生活福祉資金貸付制度 など
※等級により、該当や控除額が異なります	※18年10月より、手帳が写真付になったことで、施設利用や乗車券の割引が得られやすくなりました。 ※等級により、割引・助成額が異なる場合があります。	

障害年金 ①

障害年金の種類

障害年金には、「障害基礎年金」と「障害厚生年金」の2種類があります。

※20歳より前に初診日があるか、初診日時点で国民年金もしくは厚生年金に加入している方が対象になります。

障害年金が支給されるのは、どのような時？

- ・年金加入中に、病気やケガをし、障害が残り、日常生活に支障をきたしたときです。
- ・また、20歳以前に障害があったと認められた場合（例えば療育手帳を取得した場合）は、年金を支払っていない場合でも受給できる可能性があります。

どのような病気やケガで支給される？

- ・目や耳、言語、身体が不自由な方
- ・脳・神経系の障害のある方
- ・内部疾患（心臓、腎臓、肝臓、呼吸器など）がある方
- ・精神障害や知的障害のある方 一発達障害の方が申請する場合に適用される可能性があります。
- ・難病やガンにかかっている方
- ・糖尿病、高血圧で合併症がある方

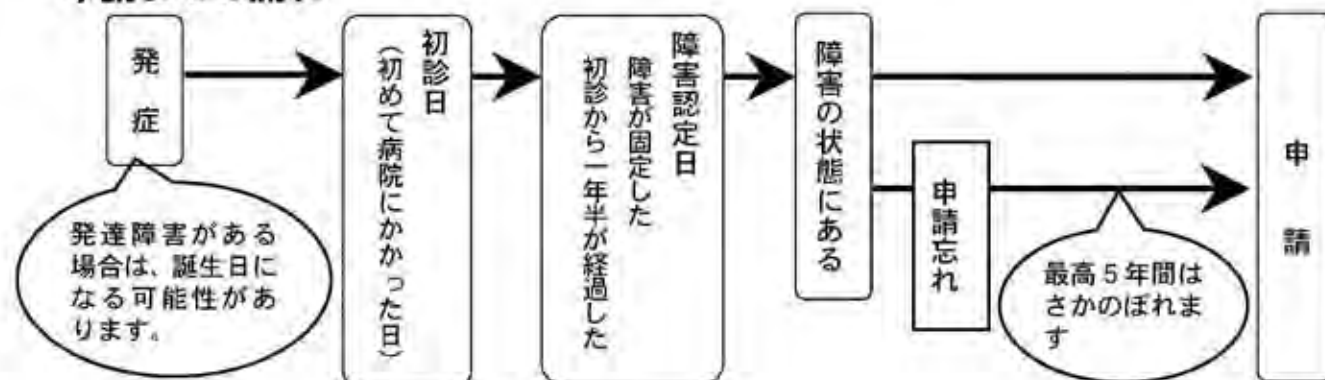
※等級は、1・2級（障害厚生年金には3級まで）ありますが、この等級は障害者手帳の等級とは別です。

※大まかには、1級は「障害が重たく、生活全般に介助が必要な状態」、2級は「一部介助があって何とか生活できる状態」を指しています。

受給の条件

- ・保険料を一定期間支払っていること（あるいは20歳以前にの受傷が明確なこと）
 - ・国が定めた障害の等級に該当する状態であること
- ※ 障害等級に該当している間は、収入があっても受給することができます。

申請までの流れ



障害年金 ②

申請から受給までの流れ



□申請の準備

- ・ 初診の年月日はいつですか？（診察券など手元にあれば用意）
- ・ 初診時に、年金に加入していましたか？あるいは、20歳以前の初診ですか？

□書類の入手

- ・ 社会保険事務所や、役所の年金係で受給資格があるかどうかを確認します。
- ・ 資格がある場合は、以下の書類を入手します。

※加入年金や申請時期、受診の経過によって異なります。

①受診状況等証明書

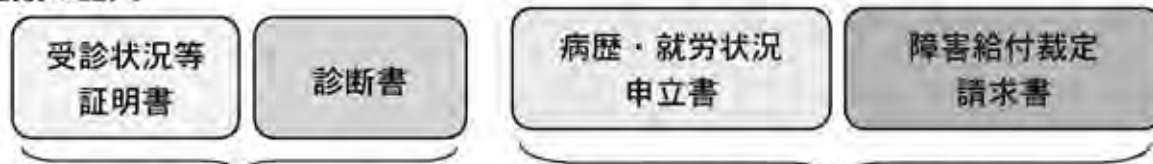
※医療機関が2つ以上あるときは、初診日の証明を受けるために、最初の医療機関でもらいます。

②診断書

③障害給付裁定請求書

④病歴・就労状況等申立書

□書類の記入



医療機関・医師に記入してもらいます

自分で記入します。ご家族や相談機関と相談しながら記入することをお勧めします。

<参考>病歴・就労状況等申立書記入のポイント

- (1) 診断書に記載されている内容と整合性がとれないような記述はしないこと。診断書と矛盾するような事柄があるときは、医師と十分話し合しましょう。
- (2) 障害認定日時点および請求時点の傷病の自覚症状、医師から聞いている他覚症状を含めて克明に記述すること。
- (3) 仕事や日常生活に支障をきたしている点について、具体的に記述すること。
- (4) 発病日から請求時点までの治療経過や指示された事項について、出来るだけ具体的に記述すること。
- (5) 役所からの問い合わせに備えて、必ずコピーを取っておくこと。

障害年金 ③

□審査

- ・ 裁定請求書が提出後、年金加入要件、保険料納付等についての点検が行われ、障害状態要件の審査を経て年金の決定が行われます。
- ・ 通常、決定までに3ヶ月程度かかります。
- ・ 提出された診断書等で判断できないケースの場合は本人宛に照会が行われますが、そのときは決定が遅れることになります。

□受給

- ・ 年金受給が決定されると、社会保険庁（国民年金は社会保険事務所）から「年金証書」と「裁定通知書」が郵送されてきます。支給されないときは、「不支給決定通知書」が送付されます。
- ・ 年金証書が届いてから50日後に「振込通知書（年金送金通知書）」が送られ、振り込み指定口座に初回の年金が振込まれます。
- ・ 次回からは偶数月に2ヶ月分が振込まれます。
- ・ 障害基礎年金の受給額(平成19年度金額)
 障害等級2級の場合：年額792,100円…約66,000円/月
 障害等級1級の場合：年額990,100円…約82,000円/月

□現況届け提出（年1回）

- ・ 引き続き年金をうけるために、毎年誕生月の末日までに「現況届」を提出します。
- ・ 同時に、診断書の提出を求められる場合もあります。

問い合わせ窓口

自治体（区市町村）の国民年金担当課。

問合せの際に参考になりますので、身体障害者手帳や愛の手帳（療育手帳）などをお持ちの場合は、ご用意ください。

福祉事務所・保健所

福祉事務所とは

福祉事務所とは、社会福祉法第14条に基づき設置されている社会福祉全般の窓口です。生活上の困難、福祉に関する相談窓口となります。都道府県及び市（特別区を含む）は設置が義務付けられており、町村は任意で設置することができます。

最近では、市町村保健センター、保健所などと統合され「保健福祉事務所」「福祉保健所」「保健福祉センター」「健康福祉センター」等の名称となっているところもあります。また、市（区）では、障害福祉課や生活福祉課が窓口となり、具体的業務を担っている場合があります。



保健所とは

保健所とは地域住民の健康・衛生を支える公的機関の一つです。地域保健法に基づき都道府県、政令指定都市、中核市その他指定された市又は特別区が設置します。最近では、市町村保健センター、福祉事務所などと統合され、「保健福祉事務所」「福祉保健所」「保健福祉センター」「健康福祉センター」といった名称となっているところもあります。

- 病気や健康に関する相談・支援
 - ・ 病気の予防や体の健康増進、健康づくりなどへの取り組み
 - ・ 保健師による相談や、訪問活動
- 精神障害者に関わる相談・支援
 - ・ 精神障害に関係する専門の医師による精神保健福祉相談
 - ・ 精神障害者社会適応訓練事業の活動
 - ・ 在宅の障害者を対象としたグループ活動

参考になるサービス

◎生活保護制度	◎自立支援医療制度
病気や不幸等で生活が困難になった人に、その困窮の具合に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活ができるようにするとともに、自分の力で、生活できるよう助け育てていくことを目的とした制度です。保護の要否および程度は、原則として世帯を単位として認めます。申請窓口は市区町村の福祉事務所です。 以下の流れで決定されます。 ① 最低生活費の認定（家庭訪問など） ② 収入の認定（すべての収入の申告） ③ 生活保護の決定（①～②より）	障害者自立支援法において、心身の障害の軽減を目的とし、指定医療機関における自己負担額を軽減する制度です。自己負担率は原則10%ですが、世帯の所得に応じた月額上限設定があります。 ● 療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方は、対象になります。 ● 申請窓口は、市区町村の福祉事務所です。申請には、医師の診断書が必要です。 ● 医療受給者証が発行されます。 ● 有効期限は申請受理日から11ヶ月です（更新が可能です）。

福祉サービス関係の情報整理

◆自分の担当窓口を、書きこんでみましょう

問合せ理由	一般窓口※	あなたの利用先	電話番号	担当者
療育手帳について 精神保健福祉手帳 の申請 自立支援医療の申 請	福祉事務所			
療育手帳の申請	更生相談所（18 歳未満は児童相 談所）			
障害者雇用につい て	ハローワーク			
	就労支援機関			
障害年金について	福祉事務所また は社会保険事務 所			
社会適応訓練事業 について	保健所			
自立支援医療につ いて	福祉事務所また は保健所			
障害年金、自立支 援医療、精神保健 福祉手帳の診断書	主に精神科			

※地域や自治体によって、問い合わせ窓口や名称は異なる場合がありますので、詳しくは地域の総合相談窓口（福祉事務所など）に問い合わせるか、あなたの支援者と一緒に書き込んでいきましょう。

⇒上記について、総合的に相談する場所（あなたの主となる支援機関）は？

	電話	担当者

インターネット・ダウンロード版

インターネット・ダウンロード版

障害者職業センター 一覧

センター名	住 所	電話番号
北海道障害者職業センター	〒001-0024 北海道札幌市北区北 24 条西 5 丁目 1-1 札幌サンプラザ 5F	011(747)8231
旭 川 支 所	〒070-0034 北海道旭川市四条通 8 丁目右 1 号 ツジビル 5F	0166(26)8231
青森障害者職業センター	〒030-0845 青森県青森市緑 2-17-2	017(774)7123
岩手障害者職業センター	〒020-0133 岩手県盛岡市青山 4-12-30	019(646)4117
宮城障害者職業センター	〒983-0836 宮城県仙台市宮城野区幸町 4-6-1	022(257)5601
秋田障害者職業センター	〒010-0944 秋田県秋田市川尻若葉町 4-48	018(864)3608
山形障害者職業センター	〒990-0021 山形県山形市小白川町 2-3-68	023(624)2102
福島障害者職業センター	〒960-8135 福島県福島市腰浜町 23-28	024(522)2230
茨城障害者職業センター	〒309-1703 茨城県笠間市鯉淵 6528-66	0296(77)7373
栃木障害者職業センター	〒320-0865 栃木県宇都宮市睦町 3-8	028(637)3216
群馬障害者職業センター	〒379-2154 群馬県前橋市天川大島町 130-1	027(290)2540
埼玉障害者職業センター	〒338-0825 埼玉県さいたま市桜区下大久保 136-1	048(854)3222
千葉障害者職業センター	〒261-0001 千葉県千葉市美浜区幸町 1-1-3	043(204)2080
東京障害者職業センター	〒110-0015 東京都台東区東上野 4-27-3 上野トーセイビル 3F	03(6673)3938
多 摩 支 所	〒190-0012 東京都立川市曙町 2-38-5 立川ビジネスセンタービル 5F	042(529)3341
神奈川障害者職業センター	〒228-0815 神奈川県相模原市桜台 13-1	042(745)3131
新潟障害者職業センター	〒950-0067 新潟県新潟市大山 2-13-1	025(271)0333
富山障害者職業センター	〒931-8443 富山県富山市下飯野新田 70-4	076(438)5285

障害者職業センター 一覧

センター名	住 所	電話番号
石川障害者職業センター	〒920-0856 石川県金沢市昭和町 16-1 ヴィサージュ 1F	076(225)5011
福井障害者職業センター	〒910-0026 福井県福井市光陽 2-3-32	0776(25)3685
山梨障害者職業センター	〒400-0864 山梨県甲府市湯田 2-17-14	055(232)7069
長野障害者職業センター	〒380-0935 長野県長野市中御所 3-2-4	026(227)9774
岐阜障害者職業センター	〒502-0933 岐阜県岐阜市日光町 6-30	058(231)1222
静岡障害者職業センター	〒420-0851 静岡県静岡市葵区黒金町 59-6 大同生命静岡ビル 7F	054(652)3322
愛知障害者職業センター	〒453-0015 愛知県名古屋市中村区椿町 1-16 井門名古屋ビル 4F	052(452)3541
豊 橋 支 所	〒440-0888 愛知県豊橋市駅前大通り 1-27 三菱 UFJ 証券豊橋ビル 6F	0532(56)3861
三重障害者職業センター	〒514-0002 三重県津市島崎町 327-1	059(224)4726
滋賀障害者職業センター	〒525-0027 滋賀県草津市野村 2-20-5	077(564)1641
京都障害者職業センター	〒600-8235 京都府京都市下京区西洞院通塩小路下る東油小路町 803	075(341)2666
大阪障害者職業センター	〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町 2-4-11 クラホウアネックスビル 3・4F	06(6261)7005
南 大 阪 支 所	〒591-8025 大阪府堺市長曾根町 130-23 堺商工会議所会館 5F	072(258)7137
兵庫障害者職業センター	〒657-0833 兵庫県神戸市灘区大内通 5-2-2	078(881)6776
奈良障害者職業センター	〒630-8014 奈良県奈良市四条大路 4-2-4	0742(34)5284
和歌山障害者職業センター	〒640-8323 和歌山県和歌山市太田 130-3	073(472)3233
鳥取障害者職業センター	〒680-0842 鳥取県鳥取市吉方 189	0857(22)0260
島根障害者職業センター	〒690-0877 島根県松江市春日町 532	0852(21)0900

障害者職業センター 一覧

センター名	住 所	電話番号
岡山障害者職業センター	〒700-0821 岡山県岡山市北区中山下 1-8-45 NTT クレド岡山ビル 17F	086(235)0830
広島障害者職業センター	〒732-0052 広島県広島市東区光町 2-15-55 広島市児童総合相談センター2F	082(263)7080
山口障害者職業センター	〒747-0803 山口県防府市岡村町 3-1	0835(21)0520
徳島障害者職業センター	〒770-0823 徳島県徳島市出来島本町 1-5 4・5F	088(611)8111
香川障害者職業センター	〒760-0055 香川県高松市観光通 2-5-20	087(861)6868
愛媛障害者職業センター	〒790-0808 愛媛県松山市若草町 7-2	089(921)1213
高知障害者職業センター	〒781-5102 高知県高知市大津甲 770-3	088(866)2111
福岡障害者職業センター	〒810-0042 福岡県福岡市中央区赤坂 1-6-19 ワークプラザ赤坂 5F	092(752)5801
北九州支所	〒802-0066 福岡県北九州市小倉北区萩崎町 1-27	093(541)5222
佐賀障害者職業センター	〒840-0851 佐賀県佐賀市天祐 1-8-5	0952(24)8030
長崎障害者職業センター	〒852-8104 長崎県長崎市茂里町 3-26	095(844)3431
熊本障害者職業センター	〒862-0971 熊本県熊本市大江 6-1-38-4F	096(371)8333
大分障害者職業センター	〒874-0905 大分県別府市上野口町 3088-170	0977(25)9035
宮崎障害者職業センター	〒880-0014 宮崎県宮崎市鶴島 2-14-17	0985(26)5226
鹿児島障害者職業センター	〒890-0063 鹿児島県鹿児島市鴨池 2-30-10	099(257)9240
沖縄障害者職業センター	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 1-3-25	098(861)1254

発達障害者支援センター 一覧

設置 都道府県	センター／名称	住 所	TEL
北海道	北海道発達障害者支援センター 「あおいそら」	〒041-0802 北海道函館市石川町 90-7	0138-46-0851
	北海道発達障害者支援道東地域センター 「きら星」	〒080-2475 北海道帯広市西 25 条南 4 丁目 9 番地 地域交流ホーム「虹」内	0155-38-8751
	北海道発達障害者支援道北地域センター 「きたのまち」	〒078-8329 北海道旭川市宮前通東 4155 番地 30 旭川市障害者福祉センター おびった 1F	0166-38-1001
札幌市	札幌市自閉症・発達障がい支援センター 「おがる」	〒007-0820 北海道札幌市東区東雁来町 12 条 4 丁目 1 番 5 号	011-790-1616
青森県	青森県発達障害者支援センター 「ステップ」	〒030-0822 青森県青森市中央 3-20-30 県民福祉プラザ 3F	017-777-8201
岩手県	岩手県立療育センター相談支援部 (岩手県発達障害者支援センター「ウィズ」)	〒020-0401 岩手県盛岡市手代森 6-10-6	019-601-2115
宮城県	宮城県発達障害者支援センター 「えくぼ」	〒981-3213 宮城県仙台市泉区南中山 5-2-1	022-376-5306
仙台市	仙台市発達相談支援センター 「アーテル」	〒981-3133 宮城県仙台市泉区泉中央 2-24-1	022-375-0110
秋田県	秋田県発達障害者支援センター 「ふきのとう秋田」	〒010-0976 秋田県秋田市八橋南 1-1-3	018-823-7722
山形県	山形県発達障がい者支援センター	〒999-3145 山形県上山市河崎 3-7-1 (総合療育訓練センター内)	023-673-3314
福島県	福島県発達障がい者支援センター	〒963-8041 福島県郡山市富田町字上の台 4-1 福島県総合療育センター母子棟 2F	024-951-0352
茨城県	茨城県発達障害者支援センター	〒311-3157 茨城県東茨城郡茨城町小幡北山 2766-37	029-219-1222
栃木県	栃木県発達障害者支援センター 「ふおーゆう」	〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町 3337-1 (とちぎリハビリテーションセンター内)	028-623-6111
群馬県	群馬県発達障害者支援センター	〒371-0843 群馬県前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター 7F	027-254-5380
埼玉県	埼玉県発達障害者支援センター 「まほろば」	〒350-0813 埼玉県川越市平塚新田字東河原 201-2	049-239-3553
千葉県	千葉県発達障害者支援センター 「CAS (キャス)」	〒260-0856 千葉県千葉市中央区亥鼻 2-9-3	043-227-8557
千葉市	千葉市発達障害者支援センター	〒261-0003 千葉県千葉市美浜区高浜 4-8-3 千葉市療育センター内	043-303-6088
東京都	東京都発達障害者支援センター 「TOSCA (トスカ)」	〒156-0055 東京都世田谷区船橋 1-30-9	03-3426-2318
神奈川県	神奈川県発達障害者支援センター 「かながわ A (エス)」	〒259-0157 神奈川県足柄上郡中井町境 218	0465-81-3717

発達障害者支援センター 一覧

設置 都道府県	センター／名称	住 所	TEL
横浜市	横浜市発達障害者支援センター	〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3-35-8 タクエー横浜西口第2ビル7F	045-290-8448
川崎市	川崎市発達相談支援センター	〒210-0006 神奈川県川崎市川崎区砂子1-7-5 タカシゲビル3F	044-223-3304
新潟県	新潟県発達障がい者支援センター 「RISE（ライズ）」	〒951-8121 新潟県新潟市中央区水道町1-5932	025-266-7033
富山県	富山県自閉症・発達障害支援センター 「あおぞら」	〒931-8443 富山県富山市下飯野36 (富山県高志通園センター内)	076-438-8415
	富山県発達障害者支援センター 「ありそ」	〒930-0143 富山県富山市西金屋字高山6682 (めひの野園 うさか寮内)	076-436-7255
石川県	石川県発達障害者支援センター 「ベース」	〒920-3123 石川県金沢市福久東1丁目56番地 オフィスオーセド2F	076-257-5551
	石川県発達障害支援センター	〒920-8201 石川県金沢市鞍月東2丁目6番地 (石川県こころの健康センター内)	076-238-5557
福井県	福井県発達障害児者支援センター 「スクラム福井」	〒914-0144 福井県敦賀市桜ヶ丘町8-6	0770-21-2346
山梨県	山梨県発達障害者支援センター	〒400-0005 山梨県甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ3F	055-254-8631
長野県	長野県自閉症・発達障害支援センター	〒390-0928 長野県長野市若里7-1-7 (長野県精神保健福祉センター内)	026-227-1810
岐阜県	岐阜県発達支援センター 「のぞみ」	〒502-0854 岐阜県岐阜市麓山向井2563-57 希望ヶ丘学園内	058-233-5116
	伊自良苑地域生活支援センター	〒501-2122 岐阜県山県市藤倉84	0581-36-2175
静岡県	静岡県発達障害者支援センター	〒422-8031 静岡県静岡市駿河区有明町2番20号	054-286-9038
静岡市	静岡市発達障害者支援センター 「きらり」	〒422-8006 静岡県静岡市駿河区曲金5丁目3番30号	054-285-1124
浜松市	浜松市発達相談支援センター 「ルビロ」	〒432-8023 静岡県浜松市中区鴨江2-11-1	053-459-2721
愛知県	あいち発達障害者支援センター	〒480-0392 愛知県春日井市神屋町713-8	0568-88-0811 (内2222)
名古屋市	名古屋市発達障害者支援センター 「りんくす名古屋」	〒466-0827 愛知県名古屋市昭和区川名山町6-4	052-832-6172
三重県	三重県自閉症・発達障害支援センター 「あすなろ学園」	〒514-0818 三重県津市城山1-12-3	059-234-6527
	自閉症総合援助センター 「あさけ学園」	〒510-1326 三重県三重郡菟野町杉谷1573	0593-94-1595

発達障害者支援センター 一覧

設置 都道府県	センター／名称	住 所	TEL
三重県	障害支援施設 「れんげの里」	〒519-2703 三重県度会郡大紀町滝原 1195-1	0598-86 - 3911
滋賀県	滋賀県発達障害者支援センター 「いぶき」	〒521-0016 滋賀県米原市下多良 2-47 平和堂米原店 3F	0749-52-3974
京都府	京都府発達障害者支援センター 「いばたき」	〒610-0331 京都府京田辺市田辺茂ヶ谷 186-1 京都府立こども発達支援センター内	0774-68-0645
京都市	京都市発達障害者支援センター 「かがやき」	〒602-8144 京都府京都市上京区丸太町通黒門町 東入薬屋町 536-1	075-841-0375
大阪府	大阪府発達障害者支援センター 「アクトおおさか」	〒532-0023 大阪府大阪市淀川区十三東 3-18-12 イトウビル 1F	06-6100-3003
大阪市	大阪市発達障害者支援センター 「エルムおおさか」	〒547-0026 大阪府大阪市平野区喜連西 6-2-55 大阪市心身障害者リハビリテーションセンター 2F	06-6797-6931
堺市	堺市発達障害者支援センター	〒593-8301 大阪府堺市西区上野芝町 2-4-1 堺市立北こどもリハビリテーションセンター内	072-276-7011
兵庫県	ひょうご発達障害者支援センター 「クローバー」	〒671-0122 兵庫県高砂市北浜町北脇 519	0792-54-3601
	「加西ランチ」	〒675-2202 兵庫県加西市野条 86-93	0790-48-4561
	「芦屋ランチ」	〒659-0015 兵庫県芦屋市楠町 16-5	0797-22-5025
神戸市	神戸市こども家庭センター発達障害ネットワ ーク推進室	〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町 1 丁目 3-1	078-382-2760
奈良県	奈良県発達障害者支援センター 「でいあ〜」	〒630-8424 奈良県奈良市古市町 1 番 2 奈良仔鹿園内	0742-62-7746
和歌山県	和歌山県発達障害者支援センター 「ボラリス」	〒641-0044 和歌山県和歌山市今福 3-5-41 愛徳医療福祉センター内	073-413-3200
鳥取県	鳥取県自閉症・発達障害者支援センター 「エール」	〒682-0854 鳥取県倉吉市みどり町 3564-1 県立皆成学園内	0858-22-7208
島根県	島根県東部発達障害者支援センター 「ウィッシュ」	〒699-0822 島根県出雲市神西沖町 2534-2	0853-43-2252
	島根県西部発達障害者支援センター 「ウィンド」	〒697-0005 島根県浜田市上府町イ 2589	0855-23-0208
岡山県	おかやま発達障害者支援センター	〒703-8555 岡山県岡山県岡山市祇園地先	086-275-9277
	おかやま発達障害者支援センター県北支所	〒708-8510 岡山県津山市田町 31 津山教育事務所内	0868-22-1717
広島県	広島県発達障害者支援センター	〒739-0133 広島県東広島市八本松町米満 461 (社会福祉法人つつじ ウィング内)	082-497-0131

発達障害者支援センター 一覧

設置 都道府県	センター／名称	住 所	TEL
広島市	広島市発達障害者支援センター	〒732-0052 広島県広島市東区光町 2-15-55 広島市こども療育センター内	082-568-7328
山口県	山口県発達障害者支援センター 「まっぶ」	〒753-0302 山口県山口市大字仁保中郷 50 番地	083-929-5012
徳島県	徳島県発達障害者支援センター	〒779-3124 徳島県徳島市国府町中 360-1	088-642-4000
香川県	香川県発達障害者支援センター 「アルプスカガワ」	〒761-8057 香川県高松市田村町 1114	087-866-6001
愛媛県	愛媛県発達障害者支援センター 「あい・ゆう」	〒791-0212 愛媛県東温市田窪 2135 愛媛県立子ども療育センター内	089-955-5532
高知県	高知県立療育福祉センター発達支援部	〒780-8081 高知県高知市若草町 10-5	088-844-1247
福岡県	福岡県発達障害者支援センター 「ゆう・もあ」	〒825-0004 福岡県田川市夏吉 4205-7	0947-46-9505
	福岡県発達障害者支援センター 「あおぞら」	〒834-0122 福岡県八女郡広川町一条 1357	0942-52-3455
北九州市	北九州市発達障害者支援センター 「つばさ」	〒802-0803 福岡県北九州市小倉南区春ヶ丘 10-2 (北九州市立総合療育センター内)	093-922-5523
福岡市	福岡市発達障がい者支援センター 「ゆうゆうセンター」	〒810-0065 福岡県福岡市中央区地行浜 2-1-6	092-845-0040
佐賀県	佐賀県発達障害者支援センター 「結」	〒841-0073 佐賀県鳥栖市江島町字西谷 3300-1	0942-81-5728
長崎県	長崎県発達障害者支援センター 「しおさい〈潮彩〉」	〒854-0071 長崎県諫早市永昌東町 24-3	0957-22-1802
熊本県	熊本県発達障害者支援センター 「わっふる」	〒869-1217 熊本県菊池郡大津町森 54-2	096-293-8189
大分県	大分県発達障がい者支援センター 「イコール」	〒879-7304 大分県大野郡犬飼町大寒 2149-1	097-586-8080
宮崎県	宮崎県中央発達障害者支援センター	〒889-1601 宮崎県宮崎郡清武町大字木原 4257-7 (ひまわり学園内)	0985-85-7660
	宮崎県延岡発達障害者支援センター	〒889-0514 宮崎県延岡市横津町 3427-4 ひかり学園内	0982-23-8560
	宮崎県都城発達障害者支援センター	〒885-0094 宮崎県都城市都原町 7171 高千穂学園内	0986-22-2633
鹿児島県	鹿児島県発達障害者支援センター	〒891-0175 鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘 6 丁目 12 番 (鹿児島県児童総合相談センター内)	099-264-3720
沖縄県	沖縄県発達障害者支援センター 「がじゅま〜る」	〒904-2205 沖縄県うるま市栄野比 939	098-972-5515

発達障害者の就労相談ハンドブック検討委員会の構成

委員氏名	所 属
(委員長) 小川 浩	大妻女子大学人間関係学部人間福祉学科
石井 浩明	福岡市障がい者就労支援センター
東 真盛	社会福祉法人 めひの園 富山県発達障害者支援センターありそ
高橋 亜希子	社会福祉法人 北摂杉の子会 大阪府発達障害者支援センターアクトおおさか
柴田 珠里	社会福祉法人 横浜やまびこの里 横浜市発達障害者支援センター
松尾 江奈	社会福祉法人 横浜やまびこの里 ワークアシスト仲町台
角田 みすず	NPO 法人 ジョブコーチ・ネットワーク
西村 浩二	社会福祉法人 つづじ 広島県発達障害者支援センター
千田 若菜	医療法人社団 ながやまメンタルクリニック

平成 21 年 3 月末現在

発達障害者の就労相談ハンドブック

発 行：NPO 法人 ジョブコーチ・ネットワーク

〒181-0012 東京都三鷹市上連雀 1-12-17 SOHO ブラザ A105

TEL：080-5075-0191

E-mail：jimu@jc-net.jp

平成 20 年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業

(障害者自立支援調査研究プロジェクト)

無断転載・複製を禁ず